

# ガソリン・軽油の指定数量について

ガソリン・軽油などの引火性液体の指定数量は、消防法で次のように定められています。

【表】危険物（引火性液体）と指定数量

種別	品名	該当する主な物質・製品	指定数量	
第四類 引火性液体	1 特殊引火物		50ℓ	
	2 第1石油類	非水溶性	ガソリン、塗料、有機溶剤（シンナー）	200ℓ
		水溶性		400ℓ
	3 アルコール類	消毒用エタノール	400ℓ	
	4 第2石油類	非水溶性	灯油、軽油、塗料	1,000ℓ
		水溶性	農薬	2,000ℓ
	5 第3石油類	非水溶性	重油、オートマオイル、切削油、塗料、廃油	2,000ℓ
水溶性		農薬	4,000ℓ	
6 第4石油類	エンジンオイル、ギアオイル	6,000ℓ		
7 動植物油類	やし油、あまに油	10,000ℓ		

## 容器での指定数量の例

ガソリン 200リットル = 20リットル携行缶×10缶



軽油 1,000リットル = 20リットルポリタンク×50個



軽油 1,000リットル = 200リットルドラム缶×5缶



### 【例】ガソリンと軽油を詰替え販売する場合の指定数量の計算

ガソリン（第1石油類・非水溶性）を1日につき20リットル携行缶×8缶＝160リットル詰替え販売し、同じ日に軽油（第2石油類・非水溶性）を200リットルドラム缶×3缶＝600リットルを詰替え販売する場合

$$\text{ガソリン} \frac{160}{200} + \text{軽油} \frac{600}{1,000} = 1.4 \text{ 倍} \left( \text{指定数量以上となります} \right)$$

(0.8倍)                      (0.6倍)

↑分母は指定数量、分子は貯蔵量

この場合、1日当たりの詰替え販売量が指定数量以上となることから、『ガソリン・軽油の容器（携行缶等）への詰替え販売時の留意事項』を作成し、管轄消防署に提出する必要があります。